

## 仕様書

(業務名称)

第1条 小樽市新総合体育館基本構想策定業務委託

(履行期間)

第2条 契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

(履行場所)

第3条 小樽市教育委員会教育部生涯スポーツ課

(目的)

第4条 プール室を備えた新たな総合体育館を整備するため、令和4年2月に策定した「小樽市総合体育館長寿命化計画」(以下「長寿命化計画」という。)及び小樽市における総合体育館に対する需要を踏まえ、事業実施に向けた小樽市新総合体育館基本構想(以下「基本構想」という。)を策定する。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

### 1. 調査

#### (1) 市内関連施設の概況

市民の健康づくりに関係する民間を含む市内の施設と利用状況について、既存の資料及び聞き取りにより整理する。

#### (2) 市総合体育館の現況

市総合体育館の施設について、構造・階数、規模や機能等の施設概況を既存資料及び調査により整理する。

#### (3) 市総合体育館の利用状況

市総合体育館の利用状況について、既存資料を整理する。

#### (4) 新総合体育館に対するニーズ(アンケート調査)

市総合体育館に対する市民ニーズについて、郵送による配布・回収でアンケート調査を実施し、その集計・分析結果をとりまとめる。なお、集計については、単純集計のほかにも、基本構想策定に有効なデータを分析に必要なクロス集計や自由回答の整理を含む。また、各スポーツ関係団体が新総合体育館に求める機能・設備について整理する。

#### (5) 新総合体育館整備の課題

上記の結果を踏まえ、新総合体育館整備の課題を整理する。また、既に検討課題となっている下記の事項についても、既存の資料や聞き取りにより整理する。

- ① 体育館及び水泳プールの災害時の活用事例、再生可能エネルギーの導入事例、市民交流スペースの活用事例についての調査・提案について
- ② プールの公認によるイニシャルコスト・ランニングコストの増加と経済効果の比較
- ③ 道内で開催されている公認水泳大会の整理
- ④ コンサートなどに対応した音響設備、架設スタンド席、放送室等を整備した場合のイニシャルコスト及びランニングコストの増加と経済効果の比較
- ⑤ 配置イメージの検討について

## 2. 基本構想

### (1) 施設整備の基本方針

新総合体育館整備に当たり、施設整備の基本的な考え方として、基本理念、基本方針を検討する。

### (2) 整備機能・規模

新総合体育館に必要な機能とそれぞれの規模を検討する。

### (3) 整備候補地について

「長寿命化計画」に示されている整備候補地について、諸条件から改めて整理する。

### (4) 概算事業費

上記の結果に基づき、概算事業費を算定する。

## 3. 事業の進め方

### (1) 管理・運営の基本的な考え方

施設の管理・運営に関して、公民連携の在り方を含め、基本的な考え方を検討する。

### (2) 事業手法の検討・比較

事業方式の候補を比較・検討し、望ましい事業方式を検討する。

### (3) 整備費用確保の方針

施設整備等に関して、補助金等の有無や資金調達メニュー等を検討し、整備費用確保の基本的な考え方を検討する。

### (4) 整備事業のスケジュール

上記の検討を踏まえ、望ましい管理・運営手法を踏まえた事業スケジュールを検討する。

### (5) 事業実施の課題

新総合体育館を整備する際の課題（駐車場の整備を含む）について整理する。

#### 4. 報告書、パブリックコメント等のとりまとめ

##### (1) 報告書のとりまとめ

各種検討結果を基本構想、基本構想概要版及び同構想資料編としてとりまとめを行う。

##### (2) 市民説明会及びパブリックコメントにおける意見のとりまとめ

市内中心部において市民説明会を1回実施する。また、市民説明会及びパブリックコメントにおける意見を取りまとめる。

##### (3) 小樽市新総合体育館整備検討委員会

発注者が設置する「小樽市新総合体育館整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、会議に同席し、検討内容等のプレゼンテーションを行うとともに、終了後、報告書の作成を行う。

#### 5. 会議資料等の作成

検討委員会（5回程度）、内部会議（4回程度）及び市民説明会（1回）における会議資料やプレゼンテーション資料の作成、議事録の作成を行う。

#### 6. 打合せ協議

本業務における発注者と受注者による打合せは、計10回程度、適宜実施するものとする。但し、担当職員と協議の上、必要に応じて回数を変更できるものとする。

##### （適用基準等）

第6条 本業務の実施にあたっては、以下にあげるものを適用する。

- ・ 第7次小樽市総合計画
- ・ 小樽市総合体育館長寿命化計画
- ・ その他関係法令等

##### （実施計画）

第7条 受注者は、契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、管理技術者届等を担当職員に提出し、承諾を得なければならない。

##### （協 議）

第8条 受注者は、本業務の実施に当たり、担当職員と綿密な連絡、協議を行い、質疑が生じたときは、担当職員の指示を受けるものとする。

##### （工程管理）

第9条 受注者は、業務計画書に基づき、業務の進捗状況について随時担当職員に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。

(責 務)

第10条 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。これらの資料の内容及び調査の成果は、外部へ情報を漏洩することがあってはならない。なお、発注者が提供する資料について、破損や紛失などを生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示に従うこと。

(疑 義)

第11条 本仕様書に明示なき事項、又は質疑を生じた場合は、担当職員と協議の上、指示を受けるものとする。

(現地調査)

第12条 本調査の実施に当たり、現地調査が必要となる場合は、担当職員の承諾を得て行うものとし、調査者の身分を明らかにして、土地所有者や管理者と無用の軋轢を生じることのないよう十分注意をしなければならない。

(検 査)

第13条 受注者は、業務完了時には、成果品を整え速やかに発注者の検査を受けなければならない。

(成果品)

第14条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 基本構想 報告書 2部
- (2) 基本構想 (簡易製本) 10部
- (3) 基本構想概要版 20部
- (4) 構想、その他資料のデータ1式 (CR-R等)